

◇児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例改正のパブリック・コメント
ト手続の結果について

1 改正された国の基準省令と対応する条例

国の基準省令	条 例
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）	児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例（平成 24 年横須賀市条例第 60 号）

2 国の基準省令の改正概要

（1）改正の趣旨

「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定）に基づき平成 30 年度に行われた地方公共団体からの提案等を踏まえ、基準省令について所要の見直しを行ったものです。

（2）改正の内容

①児童指導員の要件の見直し（従うべき基準）

改正前	改正後
小学校、中学校等の教諭の免許状を有するもの	幼稚園、小学校、中学校等の教諭の免許状を有するもの
大学において社会福祉学等を専修する学科等を修めて卒業した者	大学（短期大学を除く）において社会福祉学等を専修する学科等を修めて卒業した者

②心理療法担当職員等の要件の見直し（従うべき基準）

改正前	改正後
大学において心理学を専修する学科等を修めて卒業した者	大学（短期大学を除く）において心理学等を専修する学科等を修めて卒業した者

3 条例改正について

（1）改正する条例

①児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例

国の基準省令のとおり条例改正を行います。

4 施行日

令和元年 10 月 1 日（予定）

5 パブリック・コメント手続（意見募集）について

（1）意見募集期間

5 月 13 日（月）から 6 月 3 日（月）

（2）意見募集結果

意見等の提出はありませんでした。